

地域計画(案)

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和8年2月6日 (3回目)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	諫早市 422045
地域名 (地域内農業集落名)	長田地域 (長田東、長田西)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	566.2 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	566.2 ha
② 田の面積	317.3 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	248.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	0 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.675 ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	0 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	0 ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・長田地区内の各河川流域の水田については、大部分が圃場整備済の地区となっている。また、西長田集落においては、キク等の施設花きの栽培が盛んに行われており、東長田集落においては玉ねぎ等の露地野菜やいちご・ミニトマトなどの施設園芸作物が作付されている。現在、正久寺町と長田東部においては圃場整備事業が実施されている。
 ・高齢化が進んでいることが伺われる。
 ・今後、荒廃農地などが増加していくものと思われる。
 ・東長田集落では大規模な圃場整備事業が実施されているが、事業が完了した後に誰がどのように担っていくか、との課題がある。
 ・中山間地域については狭小な圃場が散在しており、荒廃農地等が見受けられる。
 ・荒地等の発生により、有害鳥獣(イノシシ)の被害が発生している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

国道207号沿線に分布する平坦部水田については、湛水防除施設を活用し冠水等の被害防止を図る。また、将来大型機械の導入が可能になるよう圃場整備を実施し、低コスト生産が可能な水田としての利用を図る。未整備水田については、圃場整備を推進し、中型機械に対応できる水田としての利用を図る。また、既存の農業機械利用組合の活用により農作業受委託を推進し、生産コストの低減を図る。
 畑については、露地野菜や施設園芸作物を主体とした作物生産の推進を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地バンクへの貸付けによる担い手への農地の集積・集約化を基本に農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	31.04	%	将来の目標とする集積率
			82 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
担い手への集積・集約化のより団地面積の拡大を進める。(令和15年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
・東長田集落では、圃場整備の実施状況にあわせて、中間管理制度の周知を図りながら中心経営体への農地の集約化を進めて行く。また、圃場整備地区以外では、各生産部会で中間管理制度を周知させることにより、中心経営体へ農地の集約化を進める。 ・西長田集落では、各生産部会において中間管理制度を周知させることにより、中心経営体へ農地の集約化を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方法
長田東部地区及び正久寺地区を重点実施地区とし、中間管理制度の周知を図りながら、対象地区内の受け手(担い手)とのマッチングを行い、集積を進めて行く。また、各生産部会と連携して中間管理の周知を行いながら、農地の集約を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、正久寺町と長田東部において、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
高齢化等による集落の担い手不足に対応するため、集落営農組織の育成を図りながら、農地の集積を進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
今後も協議の場において検討を継続する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

①地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。
③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
⑩災害対策への取組方針について、国道207号沿線に分布する平坦部水田については、湛水防除施設を活用し冠水等の被害防止を図る。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。